

令和6年度 事業計画書

(自:令和6年4月1日 至:令和7年3月31日)

一 基本方針

公益社団法人日本全職業調理士協会(以下「本会」という。)は、平成25年4月1日に内閣総理大臣の認定を得て、公益社団法人に移行いたしました。

「公益社団法人」として、果たすべき使命を確実に実施することにより、本会の確固たる社会的地位の確立に努めるとともに、永続的な発展・拡大を見据えた事業計画を策定することが必要であり、各会員が公益社団法人の存在理由と果たすべき使命を再確認し、本会が実施する公益目的事業を活性化することにより、活力ある社会の実現に貢献することが重要である。

よって、本会は、令和6年度においても引き続き職業安定法に基づく調理士紹介所の事業の適正な運営について指導・援助を行うことにより、調理士の職業の安定、就労条件の改善及び福祉の増進を図るとともに、併せて調理師法に基づく調理師の技術の向上に関する事業及び食育基本法に基づく食育推進事業を積極的に行うことにより、国民の食文化の発展に寄与することを基本方針とする。

二 事業内容

本会は、上記の基本方針に沿って、次の3つの公益目的事業を中心として、事業を実施する。

I 公益目的事業 1

(勤労意欲のある調理師(士)に対する就労の支援を目的とする事業)

- 1 民営職業紹介事業に関する関係法令及び要領等の改正に伴い、調理士紹介所に対して、文書等による指導・勧奨を行い、民営職業紹介事業運営の適正化及び円滑化を図る。
- 2 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会(民紹協)と連携し、職業紹介の適正化寄与する各種講習会・実施又は受講を奨励し、職業紹介責任者及び紹介業従事者の教育を行うことにより、職業紹介事業の質的向上を図る。
- 3 調理士紹介所訪問を行い、調理士紹介所の状況把握に努めるとともに、職業紹介を通じて、求人者に対して、時短や年休の取得促進等労働条件の改善及び福祉の増進及び雇用の安定を働きかけるよう調理士紹介所に対して指導・支援を行う。
- 4 調理士紹介所に対して、民紹協が実施している、職業紹介スキルの向上等を目的とした「職業紹介士資格認定試験」の受験の勧奨を行い、調理士紹介所が事業運営の健全な発展・向上、職業紹介サービスの高度化、事業運営の適正化及び職業紹介事業者の資質の向上を図る。
- 5 インターネットを活用し、本会のホームページを通して、調理士紹介所を周知し、調理士(師)希望の求職者及び求人者に対する職業紹介の円滑化を図り、調理士(師)の失業の早期解消と職業の安定に努める。

II 公益目的事業 2

(講習会、日本料理セミナー、機関誌の発行、優秀調理師の顕彰等技能の向上に関する事業)

1 調理師熟練者講習会の実施

職業調理師(士)の地位向上を図るため、調理師法に基づく専門調理師及び職業能力開発促進法に基づく調理技能士の各称号が同時に取得できる調理技術技能評価試験の学科試験の免除を受けることができる本講習会を全国各地で実施する。

さらに、実技試験合格をめざす受験者のため、「実技試験予備講習(日本料理区分)」を開催し、合格者の増加を図る。

また、地方支部が同講習会を実施する場合、実施団体に対して、講師の派遣など指導・協力するとともに、会場設営等に対する協力をを行う。

2 日本料理セミナーの実施

日本料理の普及と技術の伝承・向上を図ることを目的とした本セミナーを東京都内において、原則、毎月1回(8月及び1月を除く。)、年間10回実施する。

本セミナーの周知については、ホームページや機関誌等を通じて、会員支部の調理師を始め、調理師専門学校の生徒など、広く一般に参加を求める。

また、地方支部等が本セミナーを実施する場合、同セミナー実施団体に対して、設営及び講師の派遣など指導・協力する。講師の選定については、地区理事や鍊匠の称号を授与された者を活用するなど、当該支部に講師派遣の協力をお願いする。

3 機関誌「料理四季報」の発行

職業調理師(士)の資質及び技能の向上、和食の普及並びに本会事業を社会に広め、調理師(士)の社会的地位の向上を啓発宣伝のための関係情報を提供する手段として、毎月、「料理四季報」を編集・発行する。

また、事務局に編集委員会を置き、毎月1回開催し、より一層の機関誌の内容充実に努める。

4 調理士紹介事業功労者及び優良調理師等に対する顕彰

労働力需給調整に寄与した調理士紹介事業者、優良求職者及び優秀技能調理士(師)等に対して、叙勲、褒章、各省大臣表彰等への推薦を行う。

また、調理師関係団体、調理師養成施設及び各会員支部が実施する技能展や料理コンクールなどに対して、本会の後援名義の使用や審査員の派遣、優秀作品の出展者に対して会長賞を授与する。

5 優秀調理師に対する称号授与

称号授与規程に基づき、特に高度な技術を持ち、業界の発展に寄与された優良調理師に対して、「鍊匠」及び「範匠」の称号を授与する。

なお、本称号は、登録商標であることから、当協会ホームページを通じて、広く調理師に公開し、称号授与者の活用を図る。

III 公益目的事業 3

(食育推進事業)

1 日本料理全国大会(食育展)の実施

伝統を有する日本料理技術の伝承・発展に努めるとともに、調理師(士)の資質の涵養と技術の向上を図り、食材料の有効活用による外食産業の発展及び地域振興促すとともに、国民の食文化の一層の進展と食生活の改善、食育の推進並びに観光事業の進展と発達に寄与すること、一般消費者に対する啓蒙、普及を通じて、国民の健康で豊かな食生活に資することを目的として、厚生労働省を始め関係省庁及び関係団体等の後援・協賛により本大会を実施する。

なお、令和6年度は、次の日程・場所で、第40回大会を実施する。

◇ 日 時 令和6年9月30日（月）

◇ 場 所 東京都港区海岸1-7-1 東京都立産業貿易センター 浜松町館

2 専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座への参加

公益社団法人調理技術技能センターが主催する本講座へ参加を促し、講座受講修了者に与えられる食育推進員を育成し、より高度な技術・知識を備えた専門調理師等を活用することにより、食育推進基本計画に基づき実施される各都道府県等が行う食育推進活動に積極的に参加するよう指導する。

IV 他の事業

1 組織の強化拡充

公益社団法人として、引き続き公益目的事業を推進するため、本会が実施する事業への理解を求め、各地に委嘱している地区理事の支援を得るなどにより、各都道府県に最低1支部を目標として、未加入調理師団体へ本会への加入勧奨を行い、会員数の拡大に努めることにより、組織の強化・拡充を図る。特に未加入の調理士紹介所については、調理士紹介所を会員とする全国唯一の公益法人であることを周知し、加入を呼びかける。

また、会費の未納支部については、納入の勧奨を行い、会員各位のご協力により、財源の安定化を図り、一方では、業務の合理化・簡素化を実施し、財源の健全化に努める。

2 会議の開催

定款に基づき、社員総会、理事会、その他会議を必要に応じて開催する。

(1) 令和6年度の第17回定時社員総会は、次の日程で行う。

◇日 時 令和6年 6月5日(水) 午後1時30分から3時

◇場 所 KKRホテル東京

(2) 令和6年度理事会は、次の日程で行う。

◇日 時 令和6年 5月16日(木)

10月16日(水)

令和7年 2月19日(水)

いずれも午後1時30分から3時

◇場 所 職調協会議室

(3) 地区理事会及び業界内理事会は、必要に応じて開催する。

(4) 執行理事会議は、原則として月1回開催予定。

3 公益法人関係

法令の定めるところにより、事業計画、収支予算、事業報告等その他変更届を提出する。

4 上記の他、本会の目的達成に寄与すると認められる新たな事業については、所定の手続きを経て実施する。